

1 事業名

市道路線の廃止

市道 5-1357 号線

2 事業の概要

上記路線については、里山保全地域等指定整備事業に伴い、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

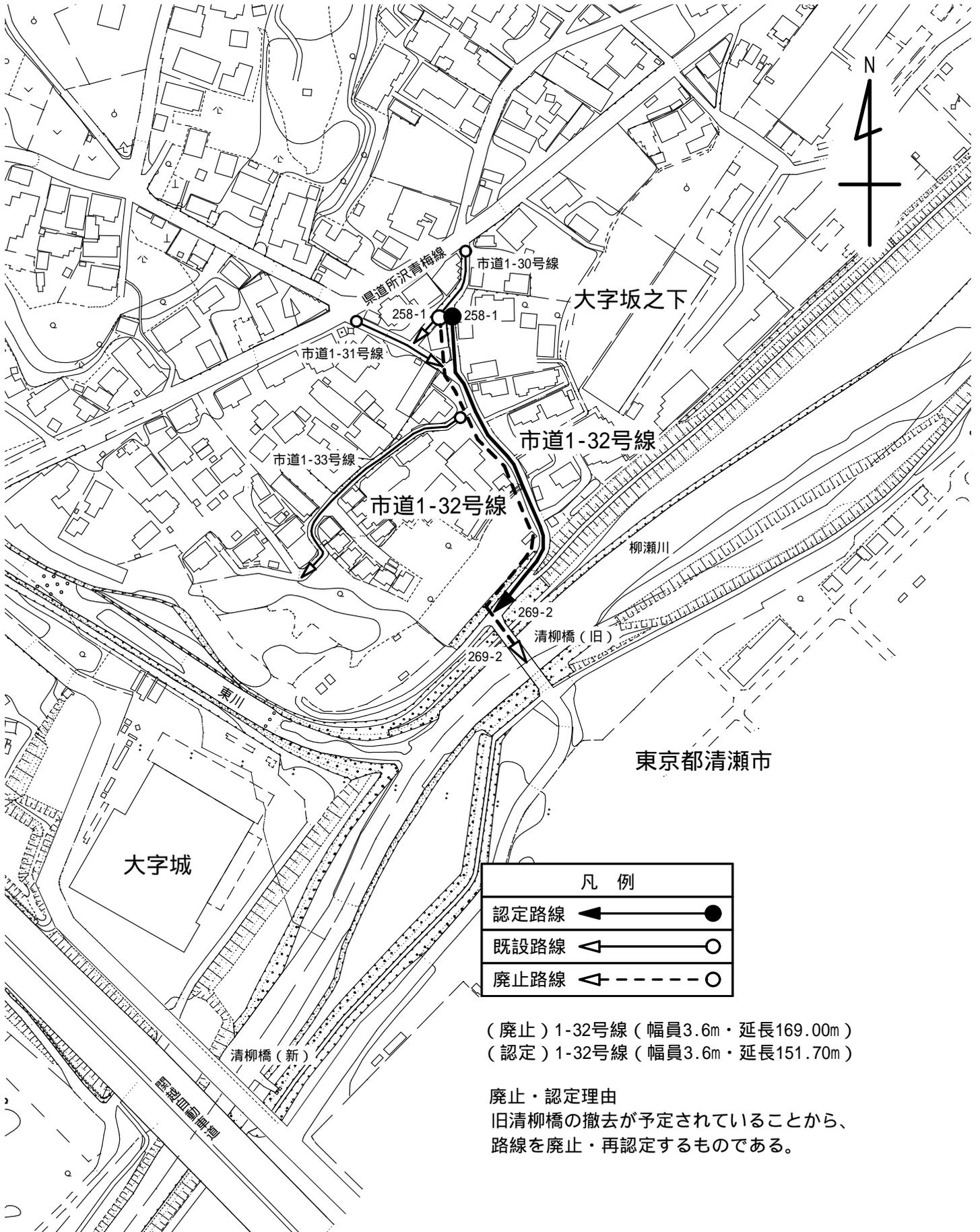
6 事業費及びその財源等

なし

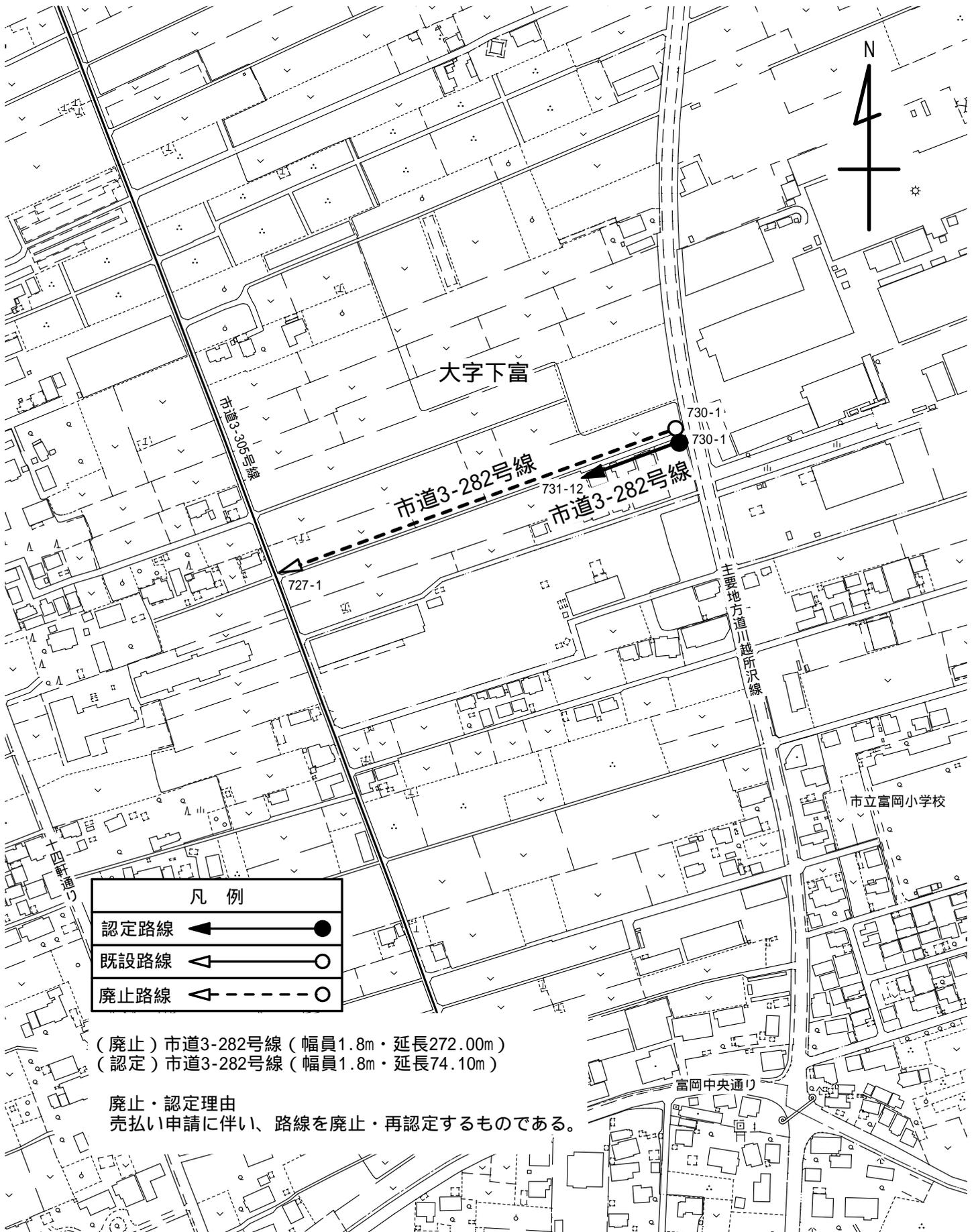
7 その他

廃止する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 3 のとおりである。

市道路線案内図 1



市道路線案内図 2

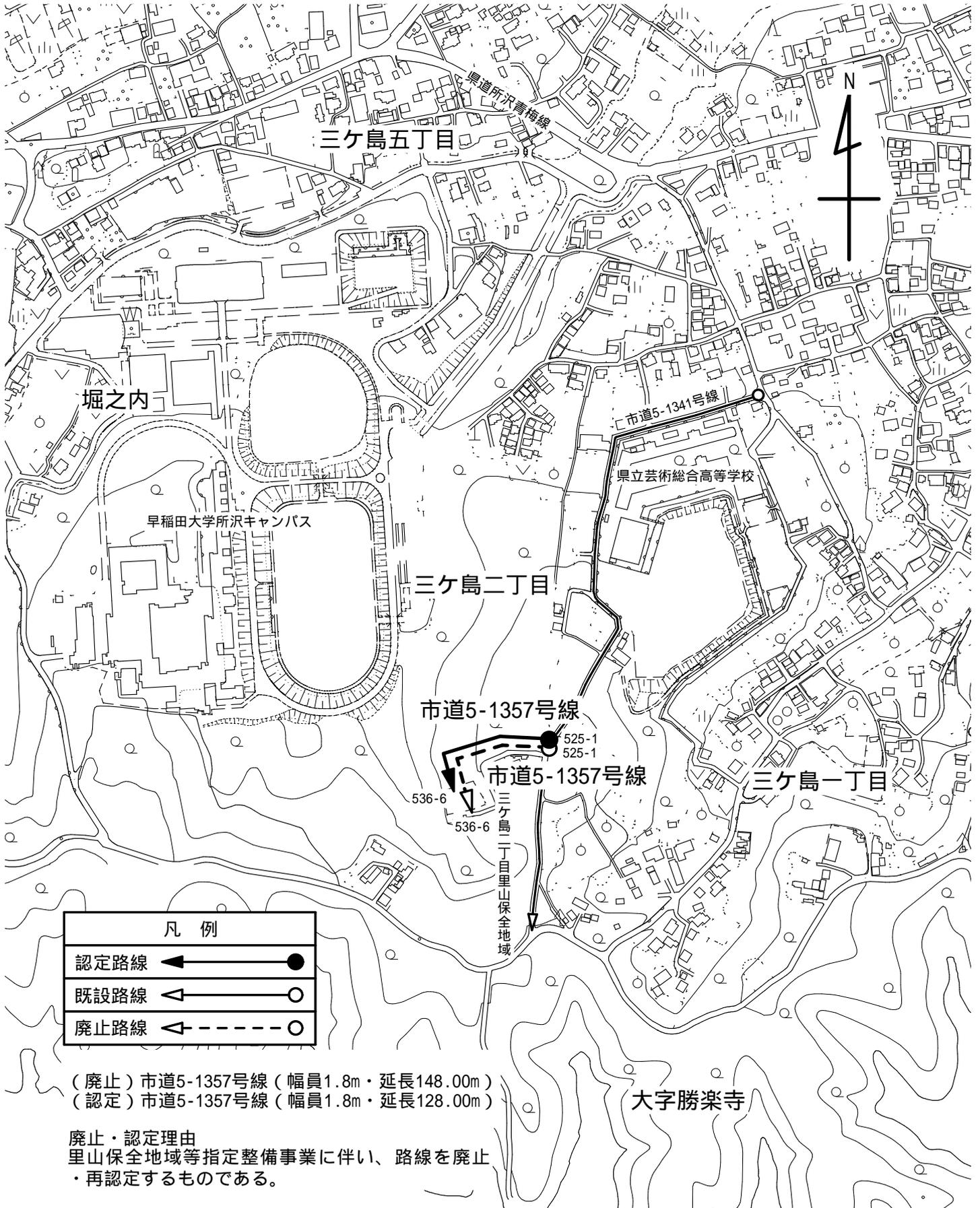


凡 例	
認定路線	← ●
既設路線	← ○
廃止路線	← ○

(廃止) 市道3-282号線 (幅員1.8m・延長272.00m)
 (認定) 市道3-282号線 (幅員1.8m・延長74.10m)

廃止・認定理由
 売払い申請に伴い、路線を廃止・再認定するものである。

市道路線案内図 3



市道路線案内図 4



凡 例	
廃止路線	◀ --- ○
既設路線	◀ — ○

(廃止) 市道5-1110号線 (幅員1.8m・延長62.60m)

認定理由
 開発行為が予定されていることから、路線を廃止するものである。